

市長所信所信表明(平成22年6月)

本日、平成22年6月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨み、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に取り組む所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

明日8日、鳩山内閣の後を受け、菅内閣が発足することとなりました。新内閣においては、引き続き、雇用・経済対策にスピード感をもつて的確に講じていただきますとともに、「地方分権改革」を強力に推進し、「地域主権」社会を早期に確立されますことを期待いたしております。

さて、日本経済は、先月24日、内閣府から発表されました月例経済報告で、1月から3月期の国内総生産（GDP）の成長率は前期比1.2%増、年率換算で4.9%増となるなどリーマン・ショック後の最悪期を脱し、一部に景気持ち直しの動きが見られております。

一方、深刻なデフレから脱却できず、厳しい雇用情勢、さらにギリシャの財政危機に端を発した欧州の信用不安が世界同時株安に発展するなど、まだまだ先行きへの不安を拭（ぬぐ）えない状況にあるといえます。

このような不安定な社会経済情勢のもと、本市の財政状況につきましては、今後も非常に厳しい状況が続くものと考えております。しかしながら、今後の地域主権改革の進展や少子高齢化等の課題を踏まえ、限られた予算や人員などの行財政資源をより効果的、効率的に活用し、本市が、将来にわたり継続的・安定的に市としての役割を果たし得る財政基盤を維持するため、真に住民生活に必要な施策・課題等に重点的に対応しつつ、財政の健全化に向けた取り組みを着実に実行するなど、不断に行財政改革に取り組む所存であります。

さらに、国における国庫補助金等の一括交付金化や今後の子ども手当制度の在り方などは、なお曲折が予想されることから、国の状況変化を注視し、地方の実情、地方の声を全国市長会などを通じ、しっかりと提言、要望を行い、個性と活力に満ちた吉野川市創造のために全力で対応してまいります。

それでは、最近の市政の動きについて申し上げます。

まず、「四国市長会議」についてであります。

四国4県の市長が地域の課題などを話し合う「第128回四国市長会議」が去る5月13日、本市において開催され、地方交付税制度の充実など行政各般にわたる国への要望事項や本州四国連絡高速道路の新料金制度の見直しなど、提案された52議案と緊急決議1件が満場一致で採択されたところでございます。

特に高速道路料金関係では、本州や九州との格差が生じないような料金体系とするよう強く要望することとし、併せてフェリー航路、地方バス路線など他（た）の公共交通機関への支援を求めていくこととしております。

ここ数年、都市と地方の格差問題が注目される中、四国38市で構成される四国市長会議の重要性が改めて問われており、会議では出席された各市長の「ふるさとを良くしたい」「四国は一つ」との気持ちが感じら、私も意を強くしたところでございます。

開催市として、また議長として大役を果たすことができましたことに感謝申し上げます

とともに、御臨席をいただきました飯泉徳島県知事、福岡市議会議長をはじめ関係各位に厚くお礼を申し上げる次第であります。

次に、「市役所庁舎の統合」についてであります。

市役所庁舎の統合につきましては、これまでに開催されました「市議会庁舎統合特別委員会」で御協議いただきました統合計画に従い、用地取得に向けた詰め協議を進めているところでございます。

増築棟に関しましては、先般、公共施設の設計などにおいて豊富な実績をもつ「株式会社大建設」と基本・実施設計業務の委託契約を締結したところであり、履行期間は本年4月30日から平成23年3月31日としております。

なお、庁舎統合後の川島庁舎及び山川庁舎につきましては、保育所や幼稚園の再編時に有効活用することを念頭に、関係職員で組織する「幼保再編・連携等推進会議」において、具体的な検討を進めることとしております。

次に、「口蹄疫（こうていえき）への対応」についてであります。

宮崎県で4月に発生した家畜伝染病の口蹄疫（こうていえき）が急速な早さで感染拡大し、5月18日、宮崎県は非常事態宣言を行うなど、収束の兆しが見えず予断を許さない事態となっております。

口蹄疫（こうていえき）発生を受け、徳島県では家畜の健康状態の確認作業などを進める一方で、5月17日に関係者らを集め「口蹄疫（こうていえき）防疫対策会議」を開催、畜産農家への消毒用消石灰の無償配布を行うとともに、情報共有化などの対策を徹底することを決定したところでございます。

本市においては、現在、39戸の畜産農家が、3,900頭余りの牛や豚を飼育しており、感染防止のため車や人が出入りする畜舎への進入路などで消石灰の散布が行われているところであります。

現時点で県内での感染は報告されていないものの、今後、本県への感染拡大も否定できないことから、引き続き、県との連携の下、危機意識を持って適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「アメニティーセンターの火災」についてであります。

去る4月25日、山川アメニティーセンターにおいてピアノ発表会開催中、舞台幕から出火し、照明施設、舞台の床などの一部を焦がす火災が発生いたしました。

現時点で出火原因は特定されておりませんが、幸い、出火に際し、施設職員による迅速かつ的確な消火作業と観客の避難誘導により、人的被害はございませんでした。

しかしながら、安全管理を徹底すべき公的施設において火災が発生したことは誠に遺憾であり、今後、2度とこのようなことが起こらないよう、施設の安全管理について改めて指定管理者に対して指導を行うとともに、同様の施設についても、特に「防火管理の徹底」を指示したところでございます。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「次代を担う子どもたちの育成」についてであります。

まず、「子ども手当」についてであります。

本年度、新たに創設された子ども手当は、平成22年度限りの暫定措置として子ども手当と児童手当との併給方式を採ることとされ、本市におきましては1回目の支給を今月15日とし、関係する市民の皆様様に円滑な支給ができますよう、鋭意、準備作業を進めているところでございます。

なお、これまでの制度創設に至る過程において、所管する厚生労働省から地方に対して一切の協議・説明がなかったことに対して、全国市長会など地方6団体は再三にわたり国による地方軽視として遺憾の意を表明してまいりました。

平成23年度以降については、改めて国と地方の役割分担、経費負担の在り方等について、「地域主権戦略会議」等で総合的な子育て支援策も含め検討されることとなっておりますが、現行の現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮するなど、真に実効性のある制度となるよう、さらには地方自治体の意見を十分反映することなどについて、全国市長会などを通じて強く要望してまいりたいと考えております。

次に、「子育て支援センター」についてであります。

子育て不安などの相談や指導をワンストップで行うことができる子育て支援施設として昨年4月に開所いたしました「子育て支援センター・ちびっ子ドーム」は、このほど利用者が1万人を突破するなど、利用されている方々から大変好評をいただいているところであります。また、同センターでは、これまでのサービスに加え、「保育施設までの送迎を頼みたい、買物などの外出のときに子どもを預けたい」といった子育ての手助けを希望する方に、子育ての手助けができる方が支援するファミリーサポートセンター事業を実施することとしており、10月運用開始に向け準備を進めているところであります。

本市といたしましては、今後とも、保護者の皆様方の声を大切にしながら、様々な子育てニーズに応（こた）えられる吉野川市ならではの子育て支援の拠点施設となるよう努めてまいります。

2点目は、「安全、安心なまちづくり」についてであります。

まず、「徳島中央広域連合消防庁舎の整備」についてであります。

都市構造や災害様態が変化していく中、急増する救急需要への対応・危機管理体制の強化が求められており、徳島中央広域連合消防本部・東消防署庁舎は、東南海・南海地震及び消防広域化も見据えながら、「防災拠点としての機能の確保」「市民の安全と安心のシンボル」「経済性・利便性・環境への配慮」を行うなど、新時代にふさわしい消防庁舎として整備を進めております。

庁舎棟は鉄筋コンクリート（RC）造、3階建て、延べ床面積2348.5㎡とし、大規模地震に備え免震構造を採用するなど、平時はもとより、いざ災害発生時には圏域内の防災拠点として重要な役割を果たすものであり、通信指令施設の整備と併せ、平成24年3月の完成をめざしてまいります。

次に、「橋りょう耐震化・長寿命化事業」についてであります。

現在、本市が管理している橋りょうは671橋で、その大半が建設後20年を以上経過し、経年や災害等による損傷も確認されるなど、インフラストック整備の必要性が高まるとともに、地震災害の発生が予想される中において、安全で安心な道路環境の確保が課題となっております。

このため、本年度から緊急輸送路など防災上重要な橋りょうについて、落橋（らっきょう）等による地域分断防止や維持補修などを目的とした耐震化・長寿命化を図ることとし、まずは飯尾新橋ほか3橋の改修を進めるなど、安全で安心なまちづくりを積極的に進めてまいります。

3点目は、「地域の活性化」についてであります。

まず、「特産品ブランド物産展」についてであります。

本市観光PRや特産品の販売促進については、これまで阿波市・吉野川市観光対策協議会や、にし阿波観光圏と連携し、京阪神や香川県などでキャンペーンを実施してきたところでございます。

本年は、本市独自の取り組みとして9月下旬に、東京青山の独立行政法人・中小企業基盤整備機構の施設において、吉野川市の観光スポットや阿波和紙など本市を代表する特産品ブランドの知名度アップと販路拡大を目的に、「特産品ブランド物産展」を実施することとしております。

今回のキャンペーンを通じて、本市特産品ブランドはもとより、豊かな自然に恵まれた本市の魅力を首都圏の多くの方々に対して広く情報発信し、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、「ほたる館への指定管理者制度導入」についてであります。

本市では、豊富な自然など多様な観光資源を活用することによる観光振興と地域の活性化に努めており、特に美郷地区においては、ほたる館を拠点として、ホテルや梅、高開の石積みなど四季折々の風物に恵まれた地域の特色を活（い）かしたイベントや観光情報の発信等に努めているところでございます。

そこで、民間の蓄積ノウハウやサービス精神を活（い）かし、さらなるほたる館の円滑な施設運営と観光の振興を図ることを目的に、平成23年度に美郷ほたる館へ指定管理者制度を導入することといたしました。

ほたる館は、ホテルのことはもちろん、「美郷の歴史」「文化」「暮らし」など見て楽しい展示物のほか、ホテルが自然発生する環境を守るために様々な活動を行っているところであり、今後、民間活力導入により新たな発想による施設の有効活用や施設の管理運営の効率化など、魅力ある事業展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、「まちづくり振興事業」についてであります。

昨年、本市の地域振興を図るために、自主的・積極的な公益的活動を行う団体を支援する「まちづくり振興事業補助制度」を創設し、今年度からは、これまでの「活動支援コース」に加え、これからまちづくり事業を始めようとする団体に対しても支援できるよう「立ち上げ支援コース」を設けたところであり、先般、民間有識者を中心に構成する選定委員会において支援事業の決定を行ったところでございます。

この事業を契機として、団体自らの知恵と工夫で本市の資源を生かした地域づくりを立案し、多種・多様なアイデアやマンパワーにより、地域の活性化、個性あふれるまちづくりが展開されることを期待いたしております。

4点目は、「環境を大切にす美しいまちづくり」についてであります。

まず、「レッツ・クリーン」についてであります。

去る5月9日、「市民一丸となった清潔で美しいまちづくり」の取り組みとして「レッツ・クリーン」を実施しましたところ、116の各種団体などから、約3,900人の御参加をいただき、公園などの公共施設を中心として環境美化に御協力をいただきました。参加くださいました市民の皆様方に、この場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。

このような取り組みは、地域のごみ問題など、環境美化意識が高揚する昨今大変有意義なものであり、市民の皆様お一人お一人が日頃の環境問題を再考する良い機会になればと考えております。

市民の皆様の快適な生活環境を保持するため、市内における「ポイ捨てごみ」の一掃など、今後とも市民の皆様と協働しながら環境美化活動を積極的に進めてまいります。

次に、「ごみの減量化」についてであります。

本市におきましては、地球温暖化対策としてCO2を削減するとともに、ごみ処理経費を削減することを目的として生ごみの減量化、紙ごみの徹底分別、布ごみの個別収集や拠点回収、さらに粗大ごみ対策としてフリーマーケットの開催などに取り組んでおります。

こうした取り組みにより平成21年度には平成20年度に比べ471トンのごみの減量化が進み、処理費換算で2,000万円程度の削減効果が見込まれております。

今後とも、環境への負荷が少ない循環型社会をつくるため、広報誌やホームページ、出前講座など様々な方法による啓発活動を行い、引き続き、ごみ減量化に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ市民の皆様のお理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

5点目は、「簡素で効率的な行財政基盤の確立」についてであります。

まず、「市役所の機構改革」についてであります。

本年4月1日の人事異動に伴い、市役所庁舎の統合など現下の重要施策の調整等を行い、組織の円滑な運営を図るため、新たに総務部に理事ポストを設置いたしました。

また、組織機構の見直し・充実では、効率的な業務執行体制を確立し、建築物耐震化等の業務量増加に対応するため都市計画住宅課に建築営繕室を設置するとともに、農林業振興課を、耕地部門と林業部門など主にハード事業を所管する農地林業課、及び農業振興など主にソフト事業を所管する農業振興課に再編し、業務区分の明確化を図ったところであります。

今後とも継続的に事務組織の検討を続け、必要に応じて事務組織の最適化を図り、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、「市有温泉施設の在り方」についてであります。

本市では、町村合併前の旧町村毎に温泉施設が整備され、これまで保養、休養の場として、市民の皆様をはじめ市外の方からも広く親しまれ、近年は、長寿社会の到来、余暇時間の拡大、健康への関心の高まりなどを背景として、心身の癒（い）やしが求められる時代に一定の役割を果たしてきたものと認識しております。

しかしながら、市民の貴重な財産である温泉施設も、民と官との役割分担や施設老朽化の進行、さらには今後の厳しい財政状況を考えると、「今後においても、市が4箇所の温泉施設を管理していくことが適当であるのかどうか」などについて、ゼロベースから検討すべき時期にあると考え、このほど温泉施設の将来への道筋を検討するための協議機関として、「温泉施設あり方検討委員会」を立ち上げたところでございます。

この検討委員会には、市町村行政に幅広い見識を持つ学識経験者、税理士及び各商工会等の経営指導員に御参画をいただき、様々な観点から温泉施設の在り方、運営方法について御検討をいただきたいと考えているところでございます。

次に、「暮らしのガイドブック」についてであります。

近年、市町村において行財政改革が推進される中、官と民の連携による事業手法が、市民サービス向上の手段として注目をされており、市では、市役所窓口での各種手続や施設案内などの行政情報をまとめた「暮らしのガイドブック」を民間企業と協働で作成し、市内全世帯に配布することといたしました。

この事業は、市の財政負担を伴わない「ゼロ予算事業」の一環として実施するもので、ガイドブック作成には、全国自治体の「情報誌」作成に多くの実績を持つ、(株)サイネックスの御協力をいただくこととしており、発行は来年1月頃を予定しております。

「暮らしのガイドブック」は、行政情報の他（ほか）、地域情報が豊富で保存性もあり、日常生活で利用される利便性の高い情報源になるものと考えております。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「平成21年度吉野川市一般会計」などの繰越明許費（くりこしめいきよひ）繰越計算書、及び「水道事業会計予算」の繰越計算書に関する報告案件が4件、専決処分に関する報告案件が12件、条例の一部改正に関する案件が2件、一部事務組合の規約の変更に関する案件が3件、人事案件が3件の、計24件でございます。

まず、報第1号から報第4号につきましては、「平成21年度吉野川市一般会計」、「公共下水道事業」及び「特定環境保全公共下水道事業」の各特別会計に係る繰越明許費繰越計算書、並びに「水道事業会計」予算繰越計算書の報告をするものでございます。

次に、報第5号及び報第6号は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、「吉野川市国民健康保険税条例」及び「吉野川市税条例」の一部を改正する条例を、地方自治法の規

定により専決処分いたしましたので、議会に御報告をし、承認を求めるものでございます。

報第7号から報第15号までは、事業費の確定等に伴い、平成21年度の「吉野川市一般会計」及び「各特別会計」の補正予算を、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、議会に御報告をし、承認を求めるものでございます。

報第16号は、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、議会に御報告をするものでございます。

議第28号は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うため、「吉野川市職員の育児休業等に関する条例」及び「吉野川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部を改正するものでございます。

議第29号は、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うため、「吉野川市国民健康保険条例」の一部を改正するものでございます。

議第30号から議第32号までは、阿北環境整備組合ほか2つの一部事務組合に係る監査委員の選任に関し、組合規約の変更を行うため、地方自治法の規定により議決を求めるものでございます。

議第33号は、監査委員の真鍋・一正（まなべ・かづまさ）氏から辞職願の提出があり、これを承認することとし、その後任として、後藤田・純二（ごとうだ・じゅんじ）氏を選任するものでございます。

後藤田氏は、昭和19年のお生まれで、昭和42年3月、関西大学経済学部を御卒業、同年4月、徳島県庁に入庁し数々の役職を歴任後、平成15年3月、県民環境部参事を最後に退職され、現在は山川町翁喜台に御在住でございます。

同氏が、識見に優れ監査委員として適任であり、地方自治法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

諮第1号及び諮第2号は、本市人権擁護委員の森・順子（もり・じゅんこ）氏、山崎・ひとみ（やまさき・ひとみ）氏の任期が平成22年9月30日をもって満了となることに伴う後任委員の選任でございますが、川村・徳子（かわむら・とくこ）氏、大下・秀美（おおした・ひでみ）氏を新たに推薦するものでございます。

両氏とも識見に優れ、人権擁護委員としてふさわしい方であり、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、逐次御説明を申し上げてまいりたいと考えておりますので、十分御審議の上、原案どおり御賛同くださいますようお願い申し上げます。